

幕別町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町道路占用料に関する条例 (昭和52年 3 月 25 日 条例第18号) 第 1 条 略 (占用料の額) 第 2 条 占用料の額は、別表のとおりとする。 2 前項の規定にかかわらず、占有期間が 1 月未満であるものについては、別表により算出した額に<u>100分の108を乗じて得た額</u>とする。 第 3 条～第 7 条 略 別表 略	○幕別町道路占用料に関する条例 (昭和52年 3 月 25 日 条例第18号) 第 1 条 略 (占用料の額) 第 2 条 占用料の額は、別表のとおりとする。 2 前項の規定にかかわらず、占有期間が 1 月未満であるものについては、別表により算出した額に、<u>当該額に消費税法（昭和63年法律108号）に規定する消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額を加算した額</u>とする。 第 3 条～第 7 条 略 別表 略